

## 貝塚市スポーツ施設予約システムの利用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市スポーツ施設予約システム（以下「システム」という。）の利用等について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者登録の手続)

第2条 次の表に掲げるスポーツ施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者のうち、システムを利用して施設の使用許可を受けようとする者は本要綱を承認の上、貝塚市スポーツ施設予約システムに係る利用者情報登録書（別記様式。以下「登録書」という。）を貝塚市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

施設の種類及び施設の名称		登録区分
体育館	貝塚市立総合体育館	個人登録（市内）
グラウンド	貝塚市立青少年運動広場、貝塚市民ふれあい運動広場、貝塚市公園墓地テニスコート、二色グラウンド、二色野球グラウンド、貝塚市立ドローン・クリケットフィールド	個人登録（市外） 団体登録（市内） 団体登録（市外）

2 委員会は、前項の規定により提出された登録書を受理した場合は、書類の審査を行い、登録の決定をしたときは、当該登録書を提出した者に対し、利用者 ID を交付する。

3 利用者 ID を受け、システムにてパスワードを設定した者（以下「登録者」という。）は、システムへのログインが可能となる。

4 登録者は、利用者 ID 及びパスワードを善良な管理者の注意をもって利用し、及び管理しなければならない。

(登録資格)

第3条 システムを利用しようとする者は、前条第1項の表に規定する登録区分のいずれかの区分で登録をするものとする。

2 前条第1項の表に規定する登録区分について、個人登録（市内）は、市内に居住し、在勤し、又は在学する者とし、団体登録（市内）は、その条件に加えて活動拠点が主として貝塚市である者とし、個人登録（市内）又は団体登録（市内）のいずれにも該当しない者は、個人登録（市外）又は団体登録（市外）とする。

3 中学生以下の者又は満15歳未満の者は、システムの利用者として登録することができない。

4 第13条第2項各号の事由により利用者登録を廃止された者の登録は認めない。ただし、当該廃止事由が解消し、登録を行うことについて支障がないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(登録期間と更新の手続)

第4条 登録期間は、利用者 ID を交付した日から5年を経過した日の属する月の月末

までとする。

2 登録期間が終了するまでに登録者が再度登録書を提出したときは、登録の更新手続きがなされたものとみなして登録期間を5年間更新するものとし、以後この例による。

3 前項の手続きは、登録期限の3月前から受け付けるものとする。

(登録者が行うことができる手続き)

第5条 登録者は、システムを利用し、本人の利用者ID、パスワードその他必要な事項を入力することにより、次に掲げる手続きをシステム内で行うことができる。ただし、この入力については、登録者本人が行うものとする。

(1) 抽選申込及び抽選結果の確認

(2) 使用申請及び申請内容の確認

(3) 抽選申込及び使用申請の取消し

(4) キャッシュレス決済

2 前項各号に掲げる手続きは、システムの管理運営上必要な点検期間を除き、いつでも行うことができるものとする。ただし、システムの管理運営上やむを得ない場合は、登録者に通知することなくシステムを停止することがある。

(施設使用時の注意事項)

第6条 システムにより使用申請を行った施設の使用については、登録者本人及び当該申請に係る施設の使用予定者が行わなければならない。

2 前項の使用に当たり、登録者は、当該施設の使用に関する定めを遵守するとともに、施設を使用するときは、当該施設の窓口に、システムにより使用許可を受けたことが分かるものを提示しなければならない。

(口座振替による使用料の納付)

第7条 システムにより使用申請を行った者が、口座振替による納付を選択した場合は、当該使用があった月の翌月25日を振替日として、委員会が指定する金融機関(次項において「指定金融機関」という。)の口座から口座振替の方法により、市に納付するものとする。この場合において、口座振替による納付がされなかったときは、翌月の振替日に再度の振替は行わない。

2 使用料の領収証書は、指定金融機関の通帳の記載又はシステムの端末機から出力する利用実績に係る帳票をもってこれに代える。

(口座振替による使用料の滞納)

第8条 前条第1項後段に規定する場合には、登録者は、市の指示に従い、指定する納期限までにこれを納付しなければならない。

(使用申請の取消し)

第9条 登録者は、施設の使用申請を取り消すときは、使用日の当日まで取消しの手続きを行うことができる。ただし、使用日の6日前から当日までの間に申請を取り消したときは、使用料の全額を納付するものとする。

(利用者 ID 又はパスワードの漏えいに係る届出)

第 10 条 登録者は、利用者 ID 又はパスワードが漏えいしたときは、直ちに委員会にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の前に、登録者の責に帰すべき事由により他人に利用者 ID 又はパスワードを不正に利用されたことにより施設の使用の許可がされたときは、当該使用に係る使用料は登録者の負担とする。

(登録内容の変更)

第 11 条 登録者は、登録書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、改めて登録書を委員会に提出するものとする。

(利用の一時停止)

第 12 条 委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の同意を得ることなく、システムの利用を一時停止することができる。

(1) 使用料について、口座振替による納付方法を選択した場合において、振替日に納付されないとき。

(2) 利用者 ID 又はパスワードを他人に知らせ、又は貸与した結果、市民の施設の使用に支障があると委員会が判断したとき。

(3) 第 10 条第 1 項に規定する場合において、委員会が登録者の利益を保護するため必要と認めるとき。

(4) 前条の規定による登録書の提出を怠る等登録者の責に帰すべき事由により連絡先等が不明となったとき。

(5) その他本要綱のいずれかに違反した場合等委員会が必要と判断したとき。

(利用者登録の廃止)

第 13 条 登録者は、システムの利用登録を廃止しようとするときは、再度登録書を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の同意を得ることなく、当該登録者の利用者登録を廃止することができる。

(1) 虚偽の申請があったと認められるとき。

(2) 本要綱のいずれかに違反し、違反事項を改善しないとき。

(3) 継続して使用料の納付を遅滞したとき。

(4) 他の登録者の利用者 ID 又はパスワードを不正に利用したことが判明したとき。

(5) 第 11 条の規定による登録書の提出を怠る等登録者の責に帰すべき事由により、通知、連絡等が不能であると委員会が判断したとき。

(6) その他委員会が登録者として不適格と認めるとき。

(許可の取消し)

第 14 条 委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の同意を得ることなく、当該登録者に対する施設の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用料の納付を遅滞したとき。
- (2) 他の登録者の利用者 ID 又はパスワードを不正に利用したことが判明したとき。  
(登録情報の字体)

第 15 条 登録書に記入された字体をシステム内で取り扱うことが困難なときは、類似する標準文字で登録し、事務処理は当該標準文字で行うものとする。

(要綱の改正)

第 16 条 委員会は、本要綱の一部又は全部を改正したときは、市のホームページにて公開するものとする。

(補足)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、システムの利用等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。